

学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議におけるヒヤリング資料

全国市町村教育委員会連合会

事務局長 新海 今朝巳

1 全国市町村教育委員会連合会としての携帯電話の取扱い等に関する活動について

- ・ 都道府県市町村教育委員会連合会の各会長が集まったの会議が、年に何回か開催されるが、学校での児童生徒のスマートフォンや携帯電話の持ち込み等についての話題は、今のところ出ていない。
- ・ 内閣府の共生社会政策担当より、『青少年の非行・被害防止全国強調月間』についての取組み依頼文書が全国市町村教育委員会連合会事務局にも届いている。
- ・ 全国市町村教育委員会連合会としては、現在のところ、青少年の非行・被害防止の観点から、

① インターネット利用に係る子供の性被害の防止・・・最重点課題

- ② 有害環境への適切な対応
- ③ 薬物乱用対策の推進
- ④ 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ⑤ 再非行（犯罪）の防止
- ⑥ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

以上のことについて、それぞれに取り組むよう呼び掛けている。

2 学校における携帯電話の持ち込みに関する現状

(1) 各市町村教育委員会は、平成21年1月30日に文部科学省から出されている通知により運用されていると理解している。

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込については、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 一部の教育委員会からの聞き取り内容のまとめ

- ① 緊急時の児童生徒に係る保護者への連絡等は、一斉メールを使っているため、今のところ不都合は生じていない。
- ② 特別な事情がある場合、個別に対応している。・・・区域外通学、病気への対応等

- ③ 学校への携帯電話等の持込みについて、保護者からの持込み要請がある市町村教育委員会と要請のない市町村教育委員会とある。
- ④ 携帯電話の持込みを可能とした場合、新規に購入しなければならない家庭も多いのではないか。
- ⑤ ある教育委員会の児童生徒に係る携帯電話等の所持率は、小学校児童 65.3%、中学校生徒 82.7%であった。
- ⑥ 聞き取った範囲内では、今後、携帯電話等の持込みについて検討する市町村教育委員会はない。

3 現状に対する意見

- ① 多くの市町村教育委員会が、携帯電話等の持込みは、原則禁止としているが、特別な場合は、保護者との協議を行ったうえで許可している現状にある。
- ② 現状では、携帯電話等の持込みの『原則禁止』を解く必要性は低いと考える。
- ③ 持込みを可能とする場合、家庭の経済的な負担を考える必要がある。
- ④ 携帯電話等の持込みについては、『原則禁止』から『市町村教育委員会の実情に応じて柔軟に対応する』に変更してはどうか。但し、学校ごとの対応は避けるべきである。
- ⑤ 携帯電話等の持込み問題にかかわらず、携帯電話等に係る事件事故を未然に防ぐ対策を取ることが重要である。